

- ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。
- イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

## 第5 加算IIの要件

### 1 加算II算定対象人数の算定

- (1) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所

加算II-①の「人数A」又は加算II-②の「人数B」（告示別表第2特定加算部分及び別表第3特定加算部分。以下「加算II算定対象人数」という。）は、次の<算式>により算定すること（1人未満の端数は四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）。

<算式>

$$\text{「人数A」} = \text{「基礎職員数」} \times 1 / 3$$

$$\text{「人数B」} = \text{「基礎職員数」} \times 1 / 5$$

(注) 「基礎職員数」とは、別表1の左欄の施設・事業所の区分に応じて同表の右欄により算出される基礎職員数（1人未満の端数は四捨五入）をいう。

別表1の右欄による算出に当たっては、年齢別の児童数は、加算当年度の4月時点の利用子ども数又は「見込平均利用子ども数」（算定方法は第4の2(1)コに準じる。）を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の4月時点の状況により判断する。

- (2) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）

及び居宅訪問型保育事業を行う事業所

加算II-①又は加算II-②のいずれの適用を受けるかを選択する（「人数A」又は「人数B」のいずれかを「1」とし、他方を「0」とする）こと。

### 2 加算要件

(加算認定に係る要件)

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式7「賃金改善計画書（処遇改善等加算II）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

なお、加算当年度の前年度に処遇改善等加算IIの適用を受けている施設は、別紙様式11「賃金改善に係る誓約書」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、別紙様式7「賃金改善計画書（処遇改善等加算II）」の作成及び提出を不要とする。

#### (1) 加算II新規事由がある場合

ア 加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算II新規事由」という。）に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額※を下回っていないこと。

i 加算前年度に加算の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算Ⅱ－①若しくは加算Ⅱ－②の単価又は加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定※により加算前年度に比して増加する場合（当該単価又は当該人數の増加のない施設・事業所において、当該単価又は当該人數の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）

ii 新たに加算Ⅱの適用を受けようとする場合

※ 賃金改善に係る算定額（コにおいて原則として示す額）の増額改定による単価の増加及び1(1)の＜算式＞において基礎職員数に乘じる割合の増額改定による加算Ⅱ算定対象人數の増加に限り、法定福利費等の事業主負担分の算定額のみの増額及び基礎職員数の変動に伴う加算Ⅱ算定対象人數の増加を除く。

イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の3月までをいう。

ウ 「賃金改善等見込総額」とは、「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 「賃金改善見込総額」とは、以下の①から③までの職員に係る「賃金改善見込額」を合算して得た額をいう。

① ケiに定める副主任保育士等

② ケiiに定める職務分野別リーダー等

③ ケ（注1）に定める園長以外の管理職（ケ（注1）に基づき賃金の改善を行う職員に限る。）

オ 「事業主負担増加見込総額」とは、エ①から③までの職員に係る「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の＜算式＞により算定することを標準とする。

＜算式＞

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間におけるエ①から③までの職員に係る見込賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準がエ①から③までの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

ただし、基準年度に加算Ⅱの賃金改善の対象であり、かつ、加算当年度において加算Ⅱの賃金改善の対象外である職員がいる場合は、当該職員に係る基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除するものとする。

キ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準※<sup>1</sup>（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格

における人件費の改定分<sup>\*2</sup>を合算した水準をいう。

- a ア i の場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。
- b ア ii の場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準<sup>\*3</sup>。
  - b-1 加算前年度に加算IIの適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算IIの適用を受けた直近の年度。
  - b-2 加算当年度に初めて加算IIの適用を受けようとする場合 加算前年度。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分（法定福利費等の事業主負担分を除く。）による賃金の改善（賃金改善実施期間におけるものに限る。）のうち、加算IIによる賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に係る部分を合算して得た額とする。

※3 b-1 の場合は、基準年度における加算IIによる賃金改善額を控除すること。

ク 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算II新規事由に係る額として、次に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額<sup>\*</sup>をいう。

<ア i の場合>

- a 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所 加算IIの区分に応じてそれぞれに定める<算式>により算定した額の合算額

<算式>

加算II-① {「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数A」-「基準年度の単価」×「基準年度の人数A」} ×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

加算II-② {「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数B」-「基準年度の単価」×「基準年度の人数B」} ×「賃金改善実施期間の月数」（同）

- b 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所 加算II-①又は加算II-②のいずれか選択されたものについて、次に掲げる<算式>により算定した額

<算式>

{「加算当年度の単価」-「基準年度の単価」} ×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

<ア ii の場合>

- a 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所 加算IIの区分に応じてそれぞれに定める<算式>により算定した額の合算額

<算式>

加算II-① 「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数A」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

加算II-② 「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数B」×「賃金改善実施期間の月数」（同）

- b 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所 加算II-①又は加算II-②のいずれか選択されたものについて、次に掲げる<算式>により算定した額

<算式>

「加算当年度の単価」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

※ 施設・事業所間で加算見込額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。

ケ 次に掲げる加算の区分に応じそれぞれに定める職員（看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む。）に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。

i 加算II-① 次に掲げる要件を満たす職員（以下「副主任保育士等」という。）<sup>(注1)</sup>

a 副主任保育士・専門リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは中核リーダー・専門リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること<sup>(注2)</sup>。

b 概ね7年以上の経験年数<sup>(注3)</sup>を有するとともに、別に定める研修を修了していること<sup>(注4)</sup>。

ii 加算II-② 次に掲げる要件を満たす職員（以下「職務分野別リーダー等」という。）<sup>(注5)</sup>

a 職務分野別リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）若しくは若手リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること<sup>(注2)</sup>。

b 概ね3年以上の経験年数<sup>(注3)</sup>を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること<sup>(注4)</sup>。

（注1） 職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して加算II-①に

による賃金の改善を行うことができる。

また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。）の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して加算Ⅱ-①による賃金の改善を行うことができる。

要件を満たす者が1人以上（「人数A」に2分の1を乗じて得た人数が1人未満となる場合には、確保することを要しない。家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあっても同じ。）いること。当該要件を満たす者がいない場合は加算Ⅱを取得することができない。

(注2) 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあっては、職位の発令や職務命令を受けていることを要しない。

(注3) 職員の経験年数の算定については、第4の1に準じる。「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。

家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業にあっては、副主任保育士等について「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね3年以上」をとあるのを「3年以上」と読み替える。

(注4) 研修に係る要件の適用時期については、別に定める。

(注5) 要件を満たす者が人数B以上（家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあっては、1人以上）いること。当該要件を満たす者がいない場合は加算Ⅱを取得することができない。

コ 個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める要件を満たすこと。

i 副主任保育士等 原則として月額4万円<sup>(注1)</sup>。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で<sup>(注2)</sup>、それ以外の副主任保育士等<sup>(注3)</sup>について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。

ii 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円<sup>(注1)</sup>。ただし、副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額<sup>(注4)</sup>とすることができる。

(注1) 例えば、法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により前年度において残額が生じた場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を設定することが望ましい。

(注2) 「人数A」に2分の1を乗じて得た人数が1人未満となる場合には、確保することを要しない。家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあっても同じ。

(注3) ケ(注1)により園長以外の管理職に対して加算Ⅱ-①による賃金の改善を行う必要がある場合に限っては、当該園長以外の管理職を含む。

(注4) iのただし書による副主任保育士等（園長以外の管理職は含まない。）に対する改善額のうち最も低い額を上回らない範囲とする。

## (2) 加算Ⅱ新規事由がない場合

- ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。
- i (1)エ①から③までの職員に係る賃金見込総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。
  - ii 加算当年度における(1)エ①から③までの職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算見込額を下回っていないこと。
- イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の3月までをいう。
- ウ 「賃金見込総額」とは、(1)エ①から③までの職員に係る「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
- エ 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。
- オ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。また、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※<sup>1</sup>を合算した水準※<sup>2</sup>（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
- ※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については(1)キに準じる。
- ※2 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額<sup>(注)</sup>を加える（減じる）こと。
- (注) 次の<算式>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。
- <算式>
- 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」 ÷ 「加算前年度における賃金の総額」 × 「受入（拠出）見込額（と基準年度の受入（拠出）実績額との差額）」
- カ 加算の区分に応じた賃金改善の対象者等については(1)ケに、個別の職員に対する賃金の改善額については(1)コに、それぞれ準じる。

(実績報告に係る要件)

加算当年度の翌年度速やかに、次の(3)ア又は(4)アのいずれかに掲げる要件を満

たす別紙様式8「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算II）」を市町村の長に対して提出すること。

(3) 加算II新規事由がある場合

ア 加算II新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。また、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに加算当年度の加算対象職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

イ 「賃金改善等実績総額」とは、「賃金改善実績総額」と「事業主負担増加相当総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ウ 「賃金改善実績総額」とは、以下の①から③までの職員に係る「賃金改善実績額」を合算して得た額をいう。

① 副主任保育士等

② 職務分野別リーダー等

③ 園長以外の管理職（2(1)ヶ（注1）に基づき賃金の改善を行った職員に限る。）

エ 「事業主負担増加相当総額」とは、ウ①から③までの職員に係る「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額をいい、次の＜算式＞により算定することを標準とする。

＜算式＞

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」 ÷ 「加算前年度における賃金の総額」 × 「加算当年度の賃金改善実績額」

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間におけるウ①から③までの職員に係る支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準がウ①から③までの職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。ただし、基準年度に加算IIの賃金改善の対象であり、かつ、加算当年度において加算IIの賃金改善の対象外である職員がいる場合は、当該職員に係る基準年度における加算IIによる賃金改善額を控除するものとする。

カ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準<sup>※1</sup>（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分<sup>※2</sup>を合算した水準<sup>※3</sup>をいう。

a (1)ア i の場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合は、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。

b (1)ア ii の場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準<sup>※3</sup>。

b - 1 加算前年度に加算IIの適用を受けておらず、それ以前に適用を受

けたことがある場合 加算Ⅱの適用を受けた直近の年度。

b-2 加算当年度に初めて加算Ⅱの適用を受けようとする場合 加算前年度。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については(1)キに準じる。

※3 b-1 の場合は、基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除すること。

キ 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅱの単価増に伴う増加額を含む。）をいい、(1)クの＜算式＞において、実際に適用を受けた加算Ⅱ算定対象人数により算定した額※をいう。

※ 施設・事業所間で加算実績額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額を加える（減じる）こと。

#### (4) 加算Ⅱ新規事由がない場合

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合又は(3)ウ①から③までの職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに加算当年度の加算対象職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

i (3)ウ①から③までの職員に係る支払賃金総額が当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。

ii 加算当年度における(3)ウ①から③までの職員に係る役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回っていないこと。

イ 「支払賃金総額」とは、(3)ウ①から③までの職員に係る「支払賃金額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ウ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

エ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情

があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。)に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分<sup>\*1</sup>を合算した水準<sup>\*2</sup>（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については(1)キに準じる。

※2 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額<sup>(注)</sup>を加える（減じる）こと。

(注) 次の<算式>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

#### <算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受入（拠出）実績額と基準年度の受入（拠出）実績額との差額」

## 第6 加算IIIの要件

### 1 加算III算定対象人数の算定

加算IIIの加算算定対象人数（告示別表第2特定加算部分及び別表第3特定加算部分。以下「加算III算定対象人数」という。）は、別表2の左欄の施設・事業所の区分に応じて同表の右欄により算出される職員数（1人未満の端数は四捨五入）とすること。

別表2の右欄による算出に当たっては、年齢別の児童数は、加算当年度の4月時点の利用子ども数又は「見込平均利用子ども数」（算定方法は第4の2(1)コに準じる。）を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の4月時点の状況により判断すること。

### 2 加算要件

#### (加算認定に係る要件)

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算III）」を市町村の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

なお、加算当年度の前年度に処遇改善等加算IIIの適用を受けている施設は、別紙様式11「賃金改善に係る誓約書」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算III）」の作成及び提出を不要とする。

また、一般市町村が管轄する施設・事業所であって、加算IIの申請を行うものは、別紙様式9の添付資料として、別紙様式7「賃金改善計画書（処遇改善等加算II）」の写しを添付すること。

(1) 加算Ⅲ新規事由がある場合

- ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。
- i 職員（法人の役員を兼務している施設長を除く。以下2において同じ。）に係る賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。
  - ii 職員の賃金見込総額のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。また、加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。
- イ 「加算Ⅲ新規事由」とは、次に掲げる事由をいう。
- i 加算前年度に加算Ⅲの適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算単価が公定価格の改定<sup>\*1</sup>により加算前年度に比して増加する場合（当該単価の増加のない施設・事業所において、当該単価の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）
  - ii 新たに加算Ⅲの適用を受けようとする場合
- ※ 法定福利費等の事業主負担分の算定額の増額による加算単価の改定を除く。
- ウ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の賃金改善を実施する月からその後の最初の3月までをいう。
- エ 「賃金改善等見込総額」とは、「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
- オ 「賃金改善見込総額」とは、職員に係る「賃金改善見込額」を合算して得た額をいう。
- カ 「事業主負担増加見込総額」とは、職員に係る「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいい、次の<算式>により算定することを標準とする。
- <算式>
- 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」 ÷ 「加算前年度における賃金の総額」 × 「加算当年度の賃金改善見込額」
- キ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る見込賃金（当該年度に係る第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込み額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が当該職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。
- ク 「賃金見込総額」とは、職員について「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
- ケ 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る見込賃金（当該年度における第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう
- コ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準<sup>\*1</sup>（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格にお

ける人件費の改定分<sup>※2</sup>を合算した水準<sup>※3・※4</sup>をいう。

- a イ i の場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。
- b イ ii の場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準<sup>※5</sup>。
  - b-1 加算前年度に加算Ⅲの賃金改善要件分の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算Ⅲの適用を受けた直近の年度。
  - b-2 加算当年度に初めて加算Ⅲの適用を受けようとする場合 加算前年度。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については第4の2(1)キに準じる。

※3 加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなる場合等、第4の1に定める賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算Ⅰの加算見込額（法定福利費等の事業主負担分を除く。算定方法は第4の2(2)才に準じる。）を控除すること。

※4 公定価格FAQのNo.221を踏まえ、令和5年度の賃金改善等実績額が特定加算額及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の<算式1>又は<算式2>を上限に、当該超えている額を控除することができる。

#### <算式1>

「令和5年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和5年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和5年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1

#### <算式2>

{「令和5年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和5年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和5年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」} - 「令和5年度の改定による影響額」

※5 b-1の場合は、基準年度における加算Ⅲによる賃金改善額を控除すること。

サ 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅲ新規事由に係る額として、以下により算定した額<sup>※</sup>をいう。

#### <イ i の場合>

{「加算当年度の単価」-「基準年度の単価」} ×「加算当年度の加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

#### <イ ii 及び iii の場合>

「加算当年度の単価」×「加算当年度の加算Ⅲ算定対象人数」×「賃金改

善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

- ※ 施設・事業所間で加算見込額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。
- シ 「見込平均利用子ども数」については第4の2(1)コに、特定の年度における「賃金水準」については第4の2(1)サに、それぞれ準じる。

(2) 加算III新規事由がない場合

- ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。
- i 職員に係る賃金見込総額が、当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。
  - ii 職員の賃金見込総額のうち加算IIIにより改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算見込額を下回っていないこと。また、加算IIIによる賃金見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。
- イ 「賃金改善実施期間」とは、加算当年度の4月から翌年3月までをいう。
- ウ 「賃金見込総額」とは、各職員について「賃金見込額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
- エ 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度における第5の2(1)アに定める加算II新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。
- オ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分<sup>\*1</sup>を合算した水準<sup>\*2</sup>・<sup>\*3</sup>・<sup>\*4</sup>（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
- ※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については第4の2(1)キに準じる。
- ※2 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額<sup>(注1)</sup>を加える（減じる）こと。
- ※3 加算Iのキャリアパス要件を満たさなくなる場合等、第4の1に定める賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算Iの加算見込額（法定福利費等の事業主負担分を除く。算定方法は第4の2(2)オに準じる。）を控除すること。

(注1) 次の<算式>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」 ÷ 「加算前年度における賃金の総額」 × 「受入（拠出）見込額と基準年度の受入（拠出）実績額との差額」

※4 公定価格 FAQ の No. 221 を踏まえ、令和 5 年度の支払賃金総額が起点賃金水準及び加算 I の新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の<算式 1>又は<算式 2>を上限に、当該超えている額を控除することができる。

<算式 1>

「令和 5 年度の加算 I の加算額総額（増額改定を反映させた額）」 × 「令和 5 年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」 ÷ 「令和 5 年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」 × 0.1

<算式 2>

{「令和 5 年度の加算 I の加算額総額（増額改定を反映させた額）」 × 「令和 5 年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」 ÷ 「令和 5 年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」} – 「令和 5 年度の改定による影響額」

カ 「見込平均利用子ども数」については第 4 の 2(1)コに、特定の年度における「賃金水準」については第 4 の 2(1)サに、それぞれ準じる。

(実績報告に係る要件)

加算当年度の翌年度速やかに、次の(3)ア又は(4)アのいずれかに掲げる要件を満たす**別紙様式 10 「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算 III）」**を市町村の長に対して提出すること。

### (3) 加算 III 新規事由がある場合

- ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合又は職員の支払賃金のうち加算 III により改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。
- i 職員に係る賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと。
  - ii 職員の支払賃金のうち加算 III により改善を行う部分の総額（当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。）が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また、加算 III による賃金改善実績額の総額の 3 分の 2 以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。
- イ 「加算 III 新規事由」とは、次に掲げる事由をいう。
- i 加算前年度に加算 III の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする加算単価が公定価格の改定\*により加算前年度に比して増加する場合（当該単価の増加のない施設・事業所において、当該単価の増加のある他の施設・事業所に係る特定加算見込額の一部を受け入れる場合を含む。）
  - ii 新たに加算 III の適用を受けようとする場合